

## 令和3年度 第6回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年9月8日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時0分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
			6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	5番	小林 正樹							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第3号 嵩上げ届出について 5 その他								
委員会出席者	银杏主事								
議事録署名委員	4番	盛田 敬一	6番	田中 圭子					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第6回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。小林委員さんは、本日は欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、4番の盛田委員と6番の田中委員でお願いします。							

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年8月10日から9月7日までの行事等についてです。まず8月10日ですが、第5回農業委員会定例会を開催しました。20日に、第5回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、嵩上げ届出書を1件、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。  
届出に係る農地は大字小船の畑6筆で、6筆の合計面積は782㎡です。権利を取得した人は若桜町大字小船の〇〇〇〇ですが、届出者は鳥取市の行政書士となっております。権利を取得した日は昭和38年5月3日、権利を取得した事由は相続です。取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会による斡旋等の希望はされないようです。

会 長

担当委員から何かありますか。

西山委員

先月にありました届出の追加分の農地2筆についてです。まず追加分1筆目ですが、現状は原野に近いような状況です。追加分2筆目については、現地に行こうと川を渡っていきましたが、熊が出そうな所でしたので、途中で引き返しました。相続人に話を伺ったところ、杉を植えてありまして、樹齢が大体30年から40年になっているそうです。今後はどうされますかと聞いてみたところ、今後も現状のままで、手を入れないということでした。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員

これらは、農地としてずっと残すのですか。植林して30年以上が経ち、非農地の状態です。

茗荷推進委員

現況が原野あるいは山林で、もう農地とはいえない状態です。

会 長

段階を踏まなければいけないと思っているかもしれませんが、良い機会ですので、第3条の所有権移転または相続の届出をされるのもいいですけれども、非農地証明申請もされたらどうですかと、受け付ける際に案内するようにしたらいいでしょう。

次の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の届出に係る農地は大字高野の田7筆と畑5筆、12筆の合計面積は8,045㎡です。届出者及び権利を取得した人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、被相続人は同じく若桜町大字高野の〇〇〇〇です。権利を取得した日付は令和2年3月24日、権利を取得した事由は相続、相続した権利の種類及び内容は所有権。現在の耕作の状況は、田は貸し付けることで管理している、畑は管理していないとのことです。農業委員会による斡旋を希望されるようです。現在、利用権設定により貸借をされている農地は4筆あります。

会 長

担当委員から何かありますか。

盛田委員

田1筆は若桜町の農業法人が耕作しておられます。畑2筆は〇〇〇〇が作っておられます。誰かに貸し付けているという畑が1筆ありますが、以上の4筆は耕作されていると解釈しております。それ以外の田は、管理はしておられるけれども、何も作っておりません。畑も、4筆は貸し付けておらず作ってもいません。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

会 長 線路との間の箇所は、何とかならないでしょうか。

伊井野委員 道路の川側の箇所は、雑木が生えております。

会 長 登記地目が田畑になっていますけれども、現況はそうではないでしょう。

盛田委員 今後は、若桜町の農業法人も〇〇〇〇も広い農地はいいでしょうが、狭い農地については無理でしょう。定年になられた方がこちらに帰ってこられて、家庭菜園のような形でされているくらいですが、あと2、3年で農業を辞められると思います。その後は、若桜町の農業法人にお願いすることになっているそうです。

会 長 小さい農地には機械が入らないため、難しいです。〇〇〇〇も、狭い農地や手間がかかるような農地は受けないでしょう。若桜町全体の問題です。

報告第3号、農地の嵩上げ届出について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、農地の嵩上げの届出についてです。

届出に係る農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,057㎡、嵩上げの期間は3年、申請者は岡山県真庭市の〇〇〇〇となっております。嵩上げの事由としましては、隣接地の残土を使用し3窪を2窪にまち直しするというものです。この嵩上げですが、本来は農地の改良事業ですので、農業委員会の許可は不要です。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員 地番が1筆なのに、3窪に分かれているということですか。

会 長 担当委員から説明をお願いします。

西山委員

この3窪が1筆だと思います。申請者は、毎週小船に帰って土地の管理をしておられるようです。3窪については、〇〇〇〇から話を聞きまして、現状は、段が付いていて3窪に分かれています。1番下はそのまま、2番目の田を1番上の田の高さまで嵩上げしてそれを1窪にすることで、3窪を2窪にするそうです。現地に行ったところ、2番目の窪が全部土で1番目の高さまで盛ってありました。また、農地に沿って農道が付いており、それに沿って、田に水を送れるように農道に沿って水路が付いています。現地の水路は、大雨で土砂が堆積すると、下の田に行くはずの水が全部溜まって大変なことになります。そこで、土砂を申請者の所有地に引き受けてもらいました。申請者としても、田が3窪から2窪になっていいし、両者にとってプラスになるということで、そのように思いついたそうです。私も時々こちらを見に行くのですが、今までこのようなことはなかったです。

会 長

これは、どこの業者がするのですか。

西山委員

上のほうの圃場整備された田を、たまたま〇〇〇〇が作っておられて、ここに水がいかないものですから、ユンボを持って上がったそうです。

会 長

この所有者は、無償でもらえるということですか。

西山委員

そこまでは確認しませんでした。

職務代理

要は、残土を置かせてもらうという話です。水路掃除をしたら土砂の持って行き場がないということです。また、下の圃場整備された田を作るためにしなければいけないということです。

茗荷推進委員

残土の置き場を何とかしなければならないということです。

西山委員

それで、3窪の田を2窪にするということです。元気なうちは、申請者が見てくださると思います。

5. その他	伊井野委員	農地台帳等で地番を調べると、3筆の地番が付いているのではないですか。
	会長	届出に係る農地の地番を再度調べてみてください。ただ、届出としては、下のほうに水を送るのに必要だという判断でいきたいと思います。
	委員	(ほかに意見等なし)
	会長	その他の事項です。  ●農業委員会の県外視察研修の実施について再協議した結果、今年度は延期とした。 ●次回定例会は、10月13日(水)9:00~に決定。
	会長	以上で、令和3年度第6回の定例会を終了します。